

青森労働局からのお知らせ

令和5年10月2日

11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です。



厚生労働省が所管する「労働時間等設定改善法（平成4年法律第90号）」に基づき、事業主の皆様は、他の事業主との取引において、長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配慮する必要があります。長期間にわたる特に過重な労働は、過労死等の発症に影響を及ぼすおそれがあると言われており、取引先の労働者の健康障害防止のためにも必要です。他の事業主との取引を行うに当たって、次のような取組が行われるよう、社内に周知・徹底を図りましょう。

- ① 週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること。
- ② 発注内容の頻繁な変更を抑制すること。
- ③ 発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること。

■労働時間等設定改善法については、青森労働局 雇用環境・均等室にご相談ください。

～ 以下は、実際に公正取引委員会及び中小企業庁が指導等を行った事例です。このような働き方改革を阻害する不当な行為をしないよう注意しましょう。～

● 減額

親事業者が、自社の物流センターにおいて自社の各店舗向け商品の仕分け作業を外部委託することとしたことに伴い、当該委託料に充てる目的で、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から差し引いた。

● 買ったとき

親事業者が、下請事業者に対し、見積時点で予定していた納期を短縮したために、下請事業者が休日出勤して納品することになったにもかかわらず、下請代金の見直しをせずに一方的に当初の見積価格により下請代金の額を定めていた。

● 不当な経済上の利益提供要請

親事業者が、自社の店舗における商品の陳列等を行わせるため、下請事業者に対して従業員等を派遣するように要請して無償で当該作業を行わせ、休日勤務や残業での対応を余儀なくさせていた。

● 不当な給付内容の変更・やり直し

親事業者が、発注数量を急きよ増やし、下請事業者の従業員に長時間労働をさせていた。

特設サイトはこちら ⇒ <https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>

お問い合わせ先：雇用環境・均等室 [電話番号] 017 - 734 - 4211

「働き方改革」の実現に向けて
～年次有給休暇の時季指定～

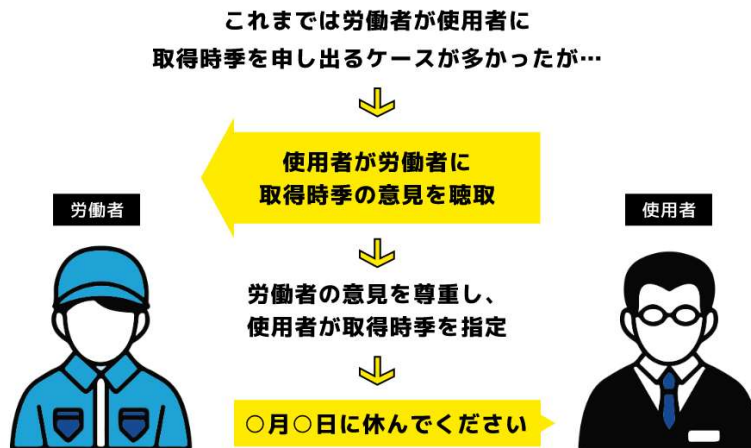
使用者による時季指定とは？

法定の年次有給休暇付与日数が 10 日以上の全ての労働者（管理監督者を含む）に対して、年 5 日までは、使用者が労働者の意見を聴取した上で、時季を指定して取得させる必要があります（労働者が自ら請求・取得した年次有給休暇の日数や、労使協定で計画的に取得日を定めて与えた年次有給休暇の日数（計画年休）については、その日数分を時季指定義務が課される年 5 日から控除する必要があります）。

使用者は、時季指定に当たっては、労働者の意見を聴取し、その意見を尊重するよう努めなければなりません。

さらに、使用者は、労働者ごとに年次有給休暇管理簿を作成し、3 年間保存しなければなりません。

「年 5 日の年次有給休暇の確実な取得」



特設サイトはこちら ⇒ <https://hatarakikatataikaku.mhlw.go.jp/>

お問い合わせ先：雇用環境・均等室 [電話番号] 017 - 734 - 4211